

川崎市立中央支援学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係法令</li> <li>・特別支援学校学習指導要領</li> <li>・かわさき教育プラン</li> <li>・学校評価の方法</li> <li>・夢教育21推進事業</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【学校教育目標】</b></p> <p style="text-align: center;">「自己理解」「自己選択」「自己決定」を大切にした教育の推進</p> <p style="text-align: center;"><b>【めざす児童・生徒像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分を大切に、友だちを大切にする児童生徒 &lt;自己理解&gt;</li> <li>・自分の好きなこと、得意なことを大切にする児童生徒 &lt;自己選択&gt;</li> <li>・自分の未来を大切にする児童生徒 &lt;自己決定&gt;</li> </ul>
--	---

<p><b>【学校経営方針】</b></p> <p><b>目指す児童生徒像（育成する資質・能力）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分を大切に、友だちを大切に、自分らしく生きる児童生徒</li> </ul> <p><b>目指す学校の姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの笑顔、先生方のやる気、保護者の安心を創る学校</li> </ul> <p><b>目指す教師像</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権感覚に敏感であり、児童生徒一人ひとりを大切にする教師</li> <li>・日々の授業を工夫し、より良い授業のために努力を怠らない教師</li> <li>・仲間を大切にし、互いに高め合う教師</li> </ul> <p><b>目指す授業（主体的、対話的、深い学び）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒にとって分かりやすい授業</li> <li>・楽しみながら自ら主体的に取り組む授業</li> <li>・社会生活を見据えた実践的な授業</li> <li>・人権に配慮し、発達年齢と生活年齢を十分に踏まえた授業</li> </ul>
--

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域			
<p>1 生きる力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己理解、自己決定、自己選択ができ、いじめを許さない児童生徒を育てる</li> <li>・家庭と連携し、心身の健康や安全に留意して教育活動に取り組む</li> </ul>	<p>2 センターの機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修や地域支援を充実し、自校はもとより市内教職員の特別支援教育、人権尊重教育に関する意識と専門性を高める</li> </ul>	<p>3 豊かな社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じ、社会とのつながりを深める</li> <li>・「キャリア在り方生き方教育」を定着させ内容を充実させる</li> </ul>	<p>4 開かれた学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との連携を深め、学校教育に地域の方々の力を生かす</li> <li>・児童生徒の活動の場を地域に広げる</li> </ul>

短期学校経営目標（今年度の重点目標） ～子どもたちの「願い」を大切にする取り組み～			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重教育を基盤とし、主体者である児童生徒一人ひとりの「願い」を実現させる教育活動に取り組む</li> <li>・児童生徒の安全や健康に配慮し、生命を大切にした教育を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業力向上を目指した授業研究を活発に進め、特別支援学校の教職員全員の資質を高める</li> <li>・学びの「必然性」を意識した取り組みや題材設定を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領に基づき「小学部」「中学部」「高等部」の学びの連続性を意識した教育課程編成を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根差した学校運営を推進する</li> <li>・児童生徒の活動の場を地域に広げ、地域に発信する教育活動を展開する</li> </ul>

重点に係る具体的な取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育成すべき資質能力」と児童生徒の「自立活動」の目標を横断的に捉え、育てたい力を育むため、教育活動全体を通して指導を行う</li> <li>・合理的配慮に留意した「個別の指導計画」の内容の検討と充実、指導内容の明確化と評価方法を工夫する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が「楽しい」「できた」「わかった」と実感できる授業づくりを行う</li> <li>・個々の実態に応じた「目標設定」と「学習評価」を行う</li> <li>・GIGA 端末を活用して取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立を含む他校の実践を知る</li> <li>・福祉施設等の仕事内容等を視察、体験する</li> <li>・適宜、教育課程の見直しを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央支援まつり等、児童生徒の活動を地域の方に知っていただく機会を増やす</li> <li>・授業参観を計画的に実施する</li> <li>・学校教育推進会議に生徒会に所属する生徒が参加し、意見や思いを伝える機会を設ける。</li> </ul>

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取り組み

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、“いじめが発生しにくい学校の風土づくり”が基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ アンケート・チェックシートを実施します

学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
- ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。
- ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、小学部教頭、中学部・訪問教育教頭、高等部教頭、高等部分教室教頭、小学部分教室長、高等部分教室長、高等部本校部長、中学部本校部長、校内支援（支援教育コーディネーター・児童生徒指導担当

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定、検証・・・（校長、教頭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、校内支援担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、校内支援担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任、生徒指導担当）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、人権尊重教育担当、道徳担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、校内支援担当）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校内支援担当）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校内支援担当）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校内支援担当）

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒会担当）
- ・PTA役員との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任、教頭）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、外部連携担当）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、校内支援担当）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭、校内支援担当）

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、重点目標の確認</li> <li>・児童・生徒の生徒指導、生徒支援、人権に関する職員研修</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・教育相談のおしらせ (全家庭配付)</li> <li>・学校巡回カウンセラーの周知 (全家庭配付)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の全体周知 (職員会議にて周知)</li> <li>・人権研修での振り返りアンケートの結果の共有 (職員会議にて)</li> <li>・学校巡回カウンセラーの周知 (生徒向け)</li> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> </ul> <p><b>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</b>  <b>(具体的な内容</b>  <b>→全教職員対象の情報共有会議を行い、生徒の実態把握、配慮事項の確認、共通理解を行う)</b></p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・児童・生徒の人権に関する研修</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過についての確認</li> </ul>
2	<p><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分掌会等で次年度に向けての体制振り返り実施</li> <li>・教職員向け振り返り研修の実施</li> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学部・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

※必要に応じて適宜、校内ケース会議を設ける。

教育相談は年間を通して行う。(校内支援担当)

研修、会議で得た情報については職員会議等で全職員へ周知を行う。

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童・生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・生徒集会（高等部部集会）での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なクリーン活動

#### [交流活動の活性化] ※時期や状況をみて交流や校外学習を実施する

- ・縦割り活動（作業、職業、委員会、部活動、総合等）
- ・小学部 大戸・稲田分教室における小学校との交流および共同学習の推進
- ・部活動（クラブ活動）での他支援学校との交流
- ・中学部の総合的な学習の時間や、環境委員会による花いっぱい活動を通じた交流
- ・隣接したパークシティ自治会秋祭りにて、職業製品販売活動
- ・小中高連携活動（中央支援まつりやコンサートでの交流）
- ・委員会活動（赤い羽根、緑の羽根募金、奉仕活動、）

#### [啓発活動]

- ・学校だより等を通じた保護者、児童、生徒への呼びかけ

### 保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・校内ボランティア活動（本の読み聞かせ、園芸、織物）